

平成28年度 市県民税・軽自動車税の主な改正点

問い合わせ 市県民税・軽自動車税について 税務課市民税係 (☎内線 330, 331, 336)

ふるさと納税(ふるさと寄附金)に係る改正

● 特例控除額の拡充(特例控除限度額の引上げ)

ふるさと納税に係る寄附金税額控除については、基本控除に加算される特例控除額の上限が市県民税の所得割額(調整控除後の所得割額)の10%から20%に拡充されます。

※平成27年1月1日以後に行ったふるさと納税において、平成28年度以後の市県民税から適用

● ふるさと納税の申告が簡単になりました(ワンストップ特例)

次の2つの要件を満たし、かつ、寄附先に申告特例申請をしている人は、所得税の確定申告を行わなくても、所得税控除分相当額を含め、翌年度の市県民税から寄附金控除を受けられます。

・ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で「所得税の確定申告」や「市県民税の申告」をする必要がない人

・その年(平成27年は4月1日～12月31日の間、以降の年は1月1日～12月31日の間)にふるさと納税の寄附をした自治体の数が5団体以下である人

なお、所得税の確定申告(還付申告含む)や市県民税の申告を行った場合、申告特例申請は無効となります。

※平成27年1月1日～3月31日までにふるさと納税をした人が、寄附金控除を受ける場合は、今まで通り確定申告や市県民税の申告が必要です。

軽自動車税税額に係る改正

● 原動機付自転車、小型特殊、軽二輪、小型二輪の税額が変わります。(表1)

表1

車両区分		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
軽二輪(125cc超～250cc以下)	2,400円	3,600円	
小型二輪(250cc超)	4,000円	6,000円	

● 三輪・四輪の軽自動車

平成27年4月1日以降に新規検査を受ける車両の税額が変わります。環境に配慮しグリーン化を進める観点から、新規検査日から13年を経過した車両に重課税が適用されます(平成28年度は、新規検査日が平成14年以前の車両に適用)。(表2)

また、平成27年4月1日～翌年3月31日までに購入した車両で、一定の環境性能を有するものについては、特例措置(グリーン化特例)が導入されます。(表3)

表2

車両区分		平成27年3月31日以前に新規検査(現行税額)	平成27年4月1日以降に新規検査(新税額)	新規検査日から13年を経過したものの(重課税)
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上(660cc以下)	乗用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

※新規検査とは初めて車両番号の指定(ナンバープレートの交付)を受けたときの検査のことで、新規検査年月は自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

表3

車両区分		電気自動車天然ガス軽自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)	乗用(平成27年度燃費基準+20%達成車) 貨物(平成27年度燃費基準+35%達成車)	乗用(平成27年度燃費基準達成車) 貨物(平成27年度燃費基準+15%達成車)
三輪		1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上(660cc以下)	乗用	営業用	1,800円	3,500円
		自家用	2,700円	5,400円
	貨物	営業用	1,000円	1,900円
		自家用	1,300円	2,500円